

令和6年度第1回 江東区食品衛生推進会議会議録

1 日時 令和6年5月8日（火） 午後2時開会 午後2時45分閉会

2 場所 江東区文化センター 5階 第7会議室

3 出席者

(1) 食品衛生推進員（<>は欠席）

座長 本間 修（有限会社本間製菓店）

副座長 永瀬 守（深川みの家本店）

石田 朝男（有限会社いなりや）

玉井 勝利（有限会社菊水酒場）

新倉 幸雄（株式会社新倉）

鹿山 正（養老乃瀧豊洲駅前店）

樋口 定嗣（高龍軒）

<平澤 清（モンレーヴ）>

齋藤 豊（株式会社藤屋）

市原 達朗（株式会社有倉商店）

鎌倉 貴広（鹿島東京開発株式会社）

米澤 須美（江東区地域活動栄養士会）

磯貝 達裕（株式会社人形町今半フーズプラント）

<三嶋 勉（株式会社東京會館）>

(2) 事務局

北村 淳子（保健所長）

伊藤 丈彦（生活衛生課長）

元橋 良（食品衛生第二係長）

樋口 龍平 主事

戸塚 優花 主事

4 議題

(1) 令和5年度江東区食品衛生監視指導結果について

(2) 令和6年度江東区食品衛生監視指導計画について

(3) 食中毒発生状況

5 配布資料

・資料1 令和5年度江東区食品衛生監視指導結果について

・資料2-1 令和6年度江東区食品衛生監視指導計画について

・資料2-2 令和6年度江東区食品衛生監視指導計画

・資料3 食中毒発生状況

・参考資料1 令和6年度江東区食品衛生監視指導計画（案）への意見募集の結果について

・参考資料2 江東区食品衛生推進会議要綱（抜粋）

◎開会

○**食品衛生第二係長** お待たせしております。それではただいまより令和6年度第1回江東区食品衛生推進会議を始めさせていただきたいと思っております。本日はご多忙の中ご出席いただきありがとうございます。私は座長選任までの間、進行を務めさせていただきます保健所生活衛生課の元橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、今回の会議については議事録を作成する関係で、会議を録音させていただきますことをご了承いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それではまず、本日の配付資料の確認をさせていただきます。お手元に資料を配付しております。推進員名簿、会議次第、資料1令和5年度江東区食品衛生監視指導結果について、資料2-1令和6年度江東区食品衛生監視指導計画について、資料2-2令和6年度江東区食品衛生監視指導計画、資料3食中毒発生状況、参考資料1令和6年度江東区食品衛生監視計画監視指導計画案への意見募集の結果について、参考資料2江東区食品衛生推進会議要綱（抜粋）、以上でございます。不足がある方はいらっしゃいますでしょうか。大丈夫でしょうか。それでは進めさせていただきます。

本会議の成立は推進会議の設置要綱第6条により、推進員の半数以上の方の出席を要件としております。本日2名欠席でいらっしゃいますが、半数以上という要件を満たしていることを、まずご報告させていただきます。

次第に従いまして、最初に北村保健所長よりご挨拶申し上げます。

◎保健所長挨拶

○**保健所長** 皆様こんにちは。江東区保健所長の北村でございます。本日はお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。また、皆様には日頃から江東区の保健衛生行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。本年は、お正月に大きな地震がありまして非常に混乱した状況を呈しておりました。本区も江東区を代表して2月18日から、保健師と生活衛生課の職員が5泊6日で現地へ赴き、被災者の支援をして参ったところでございます。私どもも今後災害時の避難所における食品衛生に関しても取り組むべき課題と改めて認識したところでございます。さて、5月8日と言えば1年前新型コロナウイルス感染症が2類感染症から一般的なインフルエンザと同様の5類感染症になった日でございます。私どもはこの3年3ヶ月新型コロナに忙殺されていいましたが、1年経ち、現在は感染状況も落ち着いてきたところでございます。それに伴い往来が自由に緩やかになり、インバウンドの方々がたくさん本区にもお見えになっております。飲食業やホテル業等の方にはビジネスチャンスでもありますけれども、それと同時に食の安全というところで、試されているようにも感じております。私ども保健所としましては皆様と協力をいただきながら、より一層区内の食品衛生の向上を目指していきたいと思っております。今後ともご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。最後に皆様方のお商売繁盛とご健勝を祈念いたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

◎推進員紹介

- 生活衛生課長 ここからは生活衛生課長が進行を務めさせていただきます。生活衛生課長の伊藤でございます。それでは着座にて説明させていただきます。次第に従いまして、推進員の皆様を紹介させていただきます。ご紹介は、お手元に配付の推進員名簿に従いお名前をお呼びいたしますので、お手数ではございますが、お名前をお呼びした推進員の方はご起立いただきますようお願いいたします。まず初めに、本間委員でございます。
- 本間推進員 本間です。よろしくお願いいたします。
- 生活衛生課長 玉井推進員でございます。
- 玉井推進員 玉井です。よろしくお願いいたします。
- 生活衛生課長 新倉推進員でございます。
- 新倉推進員 新倉です。よろしくお願いいたします。
- 生活衛生課長 鹿山推進員でございます。
- 鹿山推進員 鹿山です。よろしくお願いいたします。
- 生活衛生課長 永瀬推進員でございます。
- 永瀬推進員 永瀬です。よろしくお願いいたします。
- 生活衛生課長 樋口推進員でございます。
- 樋口推進員 樋口です。よろしくお願いいたします。
- 生活衛生課長 石田推進員でございます。
- 石田推進員 石田です。よろしくお願いいたします。
- 生活衛生課長 平澤推進員ですが、今のところ到着しておりません。齋藤推進員でございます。
- 齋藤推進員 齋藤です。よろしくお願いいたします。
- 生活衛生課長 市原推進員でございます。
- 市原推進員 市原でございます。よろしくお願いいたします。
- 生活衛生課長 鎌倉推進員でございます。
- 鎌倉推進員 鎌倉でございます。よろしくお願いいたします。
- 生活衛生課長 米澤推進員でございます。
- 米澤推進員 米澤です。よろしくお願いいたします。
- 生活衛生課長 磯貝推進員でございます。

- 磯貝推進員 磯貝でございます。よろしくお願いいたします。
- 生活衛生課長 三嶋推進員もまだいらっしゃっていません。以上の方々が今年度の食品衛生推進員でございます。続きまして、保健所の職員を紹介させていただきます。先ほどご挨拶いただいた保健所長の北村でございます。
- 保健所長 よろしくお願ひいたします。
- 生活衛生課長 事務局を務めますのは、生活衛生課の元橋係長でございます。
- 食品衛生第二係長 よろしくお願ひいたします。
- 生活衛生課長 樋口主事でございます。
- 樋口主事 よろしくお願ひいたします。
- 生活衛生課長 戸塚主事でございます。
- 戸塚主事 よろしくお願ひいたします。
- 生活衛生課長 続きまして座長、副座長の選任に移りたいと存じます。要綱によりますと推進員の互選によってこれを定めるとしております。ご意見がなければ事務局のほうで事前にお願ひをいたしました本間推進員を座長、永瀬推進員を副座長にお願ひしたいと思ひますが、ご異議はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。ご異議がないようですので、座長には本間推進員を、副座長には永瀬推進員をお願ひしたいと思ひます。それでは本間推進委におかれましては座長席へ、永瀬推進員におかれましては副座長席へご移動ください。本間推進員におかれましては議事の進行をお願ひしたいと思ひます。

◎議 事

- 座長 推薦されました食品衛生協会の本間でございます。本日の座長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。それでは早速でございますが、お手元の会議次第に沿って議事を進めさせていただきます。まず初めに、令和5年度江東区食品衛生監視指導結果について、事務局よりご説明お願ひいたします。
- 生活衛生課長 資料1をお願ひいたします。令和5年度の食品衛生監視指導結果について、でございます。まず1食品衛生監視指導施設及び監視件数につきましては、許可を要する施設数が、7,808施設、許可を要しない届出施設数が4,456施設、延べ監視件数が6,788件となっております。なお、令和3年6月の法改正の影響で、現在は、旧食品衛生法と新食品衛生法の許可が混在しておりますが、区内の施設には大幅な増加減少はございません。
2 取去検査の結果でございます。取去検査は食品衛生法第28条に基づき、お店から監視員が食品を無償でいただいて細菌や添加物等の検査を行うものです。細菌検査は331検体、化学検査は114検体を取去し、不適率は細菌検査、化学検査とも昨年度は0%でございました。不適となった場合は、取り扱いの改善を指導するとともに再検査を行い、改善を確認

するという手続きをとらせていただいております。

3 現場簡易検査の結果でございます。現場簡易検査は、精密性という点では収去検査には劣りますが、検査結果が短時間で視覚的にわかるというメリットがあります。細菌検査はスタンププレット法と言って、無菌状態のスタンプにより食品や調理器具、調理従事者の手指等をふき取り、特定の細菌が生息する培地に塗り付け、生じたコロニーの数により汚染の指標を判断するものです。また、近年はホテルの発光の原理を応用したATP法という、検査手法を徐々に導入しているところでございます。化学検査は主に調理場の水道水が塩素により消毒されているかをDPDという試薬で測定しております。結果は細菌検査が521施設、8,432検体、化学検査が285施設、285検体の検査を実施いたしました。収去検査、現場簡易検査とも、新型コロナウイルスの感染症の発生以降、検査体制を縮小しておりますが、徐々にそれ以前の水準に戻りつつあります。

4 区民等への情報提供と普及啓発でございます。リスクコミュニケーションの手段として事業者や区民向けの食品衛生講習会を昨年度24回実施するとともに、食品衛生ニュースを年4回発行いたしました。また、夏場の食中毒多発期や冬場のノロウイルスの発生の時期に合わせ、年2回、区報への関係記事の掲載も行ってまいりました。

2ページ目に参りまして5保健所に寄せられた苦情でございます。寄せられた苦情の総数は107件、そのうち主なものは有症苦情、異物混入、施設設備不良、食品の取り扱い、この4つであり、全体で67%を占めております。

6 違反不良食品は、他の自治体で販売された本区の事業者による製造販売に関する違反や苦情について、関係自治体から本区に調査依頼があったもので昨年度は21件ございました。

7 本区の独自事業として、輸入品残留農薬検査や市販食品中のアレルギー物質の検査を実施いたしております。いずれも違反品は確認されておられません。

最後に、8食中毒通発生状況と対策について、でございます。令和5年度に、区内で発生した食中毒は6件、内訳はアニサキスによるものが5件、カンピロバクターによるのが1件となっています。詳細は後程、議題3にて暦年の数字であります。事務局の方から説明させていただきます。アニサキスにつきましては魚介類に寄生した線虫が販売店や飲食店において除去が不十分なまま提供されたこと、カンピロバクターにつきましては細菌が付着した食肉の加熱不十分な提供等が主な原因となっております。保健所といたしましては引き続き食中毒の予防のため監視指導と普及啓発を実施して参ります。

最後3ページ目に参りますが、9自主回収について、でございます。これは食品衛生法の改正に伴い、事業者が食品リコール情報の行政への報告が義務付けられたことに対応するものです。昨年度は、着手報告第11件、終了報告8件ございました。資料1に関して、私からの説明は以上でございます。

○座長 ただいまの説明について、何かございませんでしょうか。よろしいですか。それでは次に2番目の、令和6年度江東区食品衛生監視指導計画について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○生活衛生課長 令和6年度江東区食品衛生監視指導計画について、資料2-1に沿って説明させていただきますので資料2-1をご覧ください。食品衛生監視指導計画につきましては、食品衛生法第24条により都道府県知事や保健所を設置する区市の長に毎年度定めることが

求められております。

1 目的は、区民の安全を守るために食品衛生法に基づいた監視指導を実施して食生活の安全を確保することです。

2 実施期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日です。

3 監視指導の実施体制です。江東区では東京都や厚生労働省等の関係機関と連携して実施いたします。

4 監視指導の実施内容について、です。食品衛生法、食品表示法等の関連法令の遵守、製造、販売、流通等の各段階における衛生管理の徹底を図るため、(1)から(5)の5つの取り組みを実施いたします。そのうち(1)①食中毒対策、②違反食品、輸入食品等に係る事業、③適正な食品表示に関する事業の3つの取り組みは、区民生活への影響が特に大きいため、重点監視事業として実施いたします。(2)市場周辺及びイベントにおける衛生監視に関してですが、豊洲市場の飲食店については東京都と連携して監視指導を行うとともに、本年2月に開場いたしました千客万来施設には今後とも多数の来場者が予想されるため、監視指導を継続して参ります。また、コロナ禍で一時中断しておりました臨時や仮設の短期的イベントが臨海部を始め区内各地で継続的に実施されておりますので、集中的な監視指導を実施して参ります。(3)食品衛生法の改正に伴う営業許可・営業届出の制度に関する取り組みですが、令和3年6月に改正食品衛生法が施行されたことに伴い、従来の営業許可業種が変更されるとともに、営業届出制度が新設されました。それに伴い食品衛生関係事業者が、新制度にスムーズに対応できるよう、十分な周知と案内を行って参ります。(4)の独自事業については、区内で製造流通する市販食品中のアレルギー物質の検査を実施するとともに、事業者へ適正表示に関する指導を行って参ります。

5 立入検査及び食品等の検査です。立入検査につきましては、大量調理施設、集団給食、学校、保育園、高齢者施設等、事故発生時の影響が大きい施設を重点的に監視するとともに、大量に弁当や仕出し等の食品を製造する施設、多くの食品を販売する大規模な食品販売施設等を中心に立ち入り検査を行いました。食品等の検査につきましては、区内に流通する食品の安全性を確保するため、区内で製造及び販売される食品等を中心に、これまでの違反状況や、食品の特性を考慮しながら検査を実施して参ります。

6 その他につきましては、緊急に安全確保が必要とされる場合の不利益処分とそれに伴う違反の構造、食品取扱事業者による自主的な衛生管理の推進、食品衛生に係る人材育成と事業者の資質の向上、そして事業者や消費者への情報提供を通じてリスクコミュニケーションの推進を図って参ります。

最後に7意見募集について、です。本案については区民から意見を募集いたしました。周知方法、周知・意見募集期間、意見の提出方法と提出先につきましては、資料に記載の通りです。なお、公表いたしました計画の全文は資料2-2として添付しておりますので、後程ご確認ください。また、意見募集の結果についての詳細につきましては参考資料1に記載してありますのでご覧ください。募集の結果、合計11人の方からご意見をいただきました。主な内容といたしましては、記載の通り、飲食施設の衛生対策や防虫防鼠対策に関する指導の強化、食中毒発生時の適切な対応、わかりやすい消費者への情報発信等、リスクコミュニケーションの充実、イベント増加に対応した監視指導の強化等のご意見をいただいております。結果として計画を大きく変更させる意見はございませんでしたが、本区

といたしましてはいただいたご意見を踏まえ、計画の実行に向け、事業者へ監視指導を行い、引き続き食の安全を守り、区民へ安心を提供して参ります。私からの説明は以上でございます。

○座長 ありがとうございます。ただいまの説明について、何かご質問ございませんでしょうか。なければ、6発生状況について事務局よりご説明願います。

○生活衛生課長 食中毒発生状況について資料3に基づいてご説明いたします。先ほどの資料では年度の数字だったのですが、こちらは暦年の数字になります。東京都の食中毒の発生状況ですが、2023年の事件数及び患者数につきましては資料3に示しております。事件数が137件、患者数が878件で、事件数、患者数ともに2022年から増加しております。主な原因物質の内訳といたしましては、1位がアニサキス、2位がカンピロバクター、3位がノロウイルス、4位がサルモネラということで、区と同様の傾向を示しております。主な原因食品は先ほどの説明でもありましたアニサキスでは魚介類となります。冷凍されていない魚介類に寄生した寄生虫を販売や調理の過程で除去できていないために生じています。カンピロバクターは加熱不十分な鶏肉が原因となっています。ノロウイルスについてはカキ等の二枚貝が原因となることもあるのですが、ノロウイルスに感染した調理従事者からその食事を媒介として感染するというものもあるため、感染経路は様々でございます。主な内訳は下にグラフで示した通りです。次に2ページ目に参りまして、江東区内の食中毒の発生状況ですが、こちらは暦年の数値であるため、先ほどの年度の数値とは違ってございます。事件数が6件、患者数が7人で、すべてアニサキスによるものとなります。原因施設及び原因食品につきましては、下の表に示してある通り6件のうち4件が原因施設不明となっております。原因施設として判明した飲食店については必要な行政処分をさせていただいております。説明は以上でございます。

○座長 ありがとうございます。ただいまの説明について、何か質問ございませんでしょうか。ご質問がないようでしたら、引き続きまして意見交換に移りたいと思います。保健所の業務や食品衛生全般のことについて、何かご意見がございましたらよろしく願います。

○磯貝推進員 江東区保健所の方に質問させていただきます。小林製菓の紅麴の関係でございまして、弊社も一部弁当にベニコウジ色素を使っている食材がございまして、お客様から、使われているベニコウジ色素は大丈夫なのかといったご質問がございまして、添加物業者等に安全性の確認をとったところでございます。最終的な原因究明を待たなければいけないのでまだ不確定の部分がございまして、小林製菓の健康食品とベニコウジ色素というのは別のものとして区別しているのか、大丈夫なのか、今わかる範囲内でお教えいただきたい。

○生活衛生課長 ご質問ありがとうございます。小林製菓の健康食品の件でございまして、ベニコウジ色素というのは、添加物として認められているもので、添加物の製造基準と使用基準に則って使用すれば食品衛生法上問題ないということは変わりません。しかし今回の小林製菓の健康食品の紅麴は、ベニコウジ色素とはまた別のものです。当初、紅麴に由来するシトリニンというカビ毒が疑われましたが、小林製菓はこのシトリニンを生成しない株を使用しており、調査の結果プベルル酸という紅麴に由来しない物質が混入したことが分かっています。しかし、実際に何が混入したことによってこの健康被害が起こったかについてはまだ調

査中でございます。ですから、ベニコウジ色素と今回の紅麴は全く別物だと考えて構いません。今の質問の趣旨から外れてしまいますが、江東区でも国と大阪市からの調査依頼があり、販売店における取扱状況の調査を、区内の販売店、主に全国展開するドラッグストアに対して、対象食品の現時点での店頭の販売状況や残品が適正に返品されているかということを確認しております。患者についても、大阪市から区内で17名の調査依頼があり、対象食品の摂取状況、発症状況、受診状況について調査を実施しております。現時点では、この健康食品を摂取したことによって健康被害を生じたという直接の証拠が得られていないので、調査をしているところです。また、区民からこの商品に対する摂取の相談はこれまでに2件あり、区内事業者から自主回収が2件報告されています。以上となります。

○磯貝推進員 ありがとうございます。

○座長 他にありますか。

○永瀬推進員 保健所の方に教えていただきたいのですが、このところ主な食中毒の原因は、ずっとアニサキスが1位をとり続けています。昔、それこそ10年15年ぐらい前は、アニサキスはこんなにメジャーでなかった記憶があるのですが、これはアニサキスが魚に増えているのか、それともアニサキスの被害の報告義務が病院にできたから実態がようやくわかったのか、どちらなのでしょう。

○生活衛生課長 様々な要因があるのですが、アニサキスが aumentando している要因としては、流通過程のコールドチェーンが発達してきたことが挙げられると思います。今までは、産地から冷凍したものを持ってきて、消費地で解凍して提供するということが多かったのですが、今は冷蔵輸送が発達しているので、冷蔵のまま届きます。冷凍すると寄生虫は死滅するのですが、冷蔵輸送が発達したことによってアニサキスが aumentando しているということが一因としてあります。永瀬さんがおっしゃったような報告義務について、詳しい資料は持ってきてないのですが、以前は食中毒の原因とされていなかったのに報告義務がありませんでした。原因不明の腹痛ということで済まされていました。現在は実際に内視鏡で見て確認していますし、国が食中毒の原因として認め報告義務もありますので、こちらは一因としてあると思います。冷蔵輸送の発達と報告の義務化の複合的な要因によるものと考えております。また、アニサキスの件数は多いのですが、患者数は少ないという特徴があり、東京都のデータを見てもわかりますが単発です。患者数は少ないのですが、事件数としては非常に多いというのが、全国的な傾向でございます。

○保健所長 食品衛生については生活衛生課長から答えましたが、内視鏡について追加で申し上げます。日本は胃内視鏡、大腸内視鏡が世界で有数トップクラスです。特にオリンパスという会社が東京都八王子市にありますが、連日外国の医者、内視鏡の技師達が視察に来ているほどで、非常に内視鏡技術も発達して、一昔前に比べたら胃内視鏡の敷居は低くなってきています。内視鏡で診ると、アニサキスを虫体ごとそのままの形で取り出せるので、消化器内科の先生たちから保健所にお持ちいただくこともあります。以前よりはそういったところで機会が増えているという印象でございます。

○座長 ありがとうございます。他に何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

○米澤推進員 食の安全セミナーを区民対象に開催するとありますが、年に何回ぐらいのご予定で、いつ開催されるのか、決まっていたら教えていただきたいのですが。

○生活衛生課長 まだ本年度の予定は決まってないのですが、例年年明けの2月頃、昨年度は文化センターで開催しました。ちょうどタイムリーな話題で、災害時の食品衛生というテーマで、実際に被災地に行って現場の支援活動した東京都の職員の方と、災害時の栄養ということで栄養士の方にお話いただきました。今年はタイムリーな話題だったので、すごく好評でした。大体2月ぐらいに開催しますので、区報やホームページで、募集させていただいておりますので、もしご関心あるようでしたら、お問い合わせいただければと思います。

○米澤推進員 ありがとうございます。

○座長 ありがとうございます。他にどなたかご意見ご質問ありませんでしょうか。それでは、ご意見がないようですので、この辺で座長を降りまして、司会に会議の進行を戻させていただきます。皆さま、ご協力ありがとうございました。

◎事務連絡

○司会 本間推進員、永瀬推進員、どうもありがとうございました。それでは、お席にお戻りいただければと思います。

それでは続きまして、事務局からの事務連絡となります。まず1つ目が、冒頭にもお話ししましたが、議事録を作らせていただきます。議事録の案ができましたら皆様にお送りいたしますので、ご確認をお願いいたします。続きまして2つ目が、推進員の講習会についてでございます。例年7月と2月頃に毎年2回開催されております。今年度も東京都食品衛生協会に委託して講習会を行う予定でおりますので、無理のない範囲で結構ですので参加していただくようお願いいたします。続いて3点目、食品衛生街頭相談についてです。例年ですと皆様にご協力いただいているところですが、昨年度は江東区民まつりの2日目の予定でしたが、2日目が嵐のような天気で中止になってしまいました。もしかしたら来ていただいた方もいらっしゃるかもしれないのですが、当日中止が決まったもので、連絡できなくて申し訳ありませんでした。今年も区民まつりの2日目、10月20日の午前中を予定しております。ご協力の案内をまた送らせていただきますので、ご協力いただける方は、よろしくようお願いいたします。事務連絡は以上となります。それでは今の事務連絡についてご質問等、何かありますかでしょうか。その他何かあれば保健所までお問い合わせいただければと思います。よろしいでしょうか。ご質問はないようです。

◎閉 会

○司会 本日の議題がすべて終了いたしました。皆さまのご協力のもと、滞りなく会議が終了しましたこと、お礼申し上げます。これをもちまして、本日の会議を閉会とさせていただきます。長時間にわたりまして、ありがとうございました。